

岐阜県と国が行う私立高校生等への修学支援制度一覧（令和6年度）1/2

岐阜県環境生活部私学振興・青少年課

種類	【私立高等学校等に在籍する生徒への補助金・給付金】給付金・返還を要しないもの(支給)																				
	国の制度		県の制度		県の制度		県の制度(国補助)														
	(1)私立高等学校等就学支援金		(2)私立高等学校等授業料軽減補助金		(3)私立高等学校等入学金軽減補助金		(4)奨学給付金														
内容	全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、家庭の授業料負担を軽減するための補助金		保護者の授業料負担を軽減する補助金(1)の上乗せ補助) *学校等の設置者が授業料の軽減を行う場合に、県が補助		保護者等の入学金負担を軽減する補助金 *学校等の設置者が入学金の軽減を行う場合に、県が補助		全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金で年に1回の支給。														
対象要件(在籍校)	私立高等学校、私立専修学校高等課程、各種学校(外国人学校高等科、国家資格者養成施設)に在籍		県内の私立高等学校、私立専修学校高等課程、各種学校(外国人学校高等科、国家資格者養成施設)に在籍		県内の私立高等学校、私立専修学校高等課程、各種学校(外国人学校高等科、国家資格者養成施設)に入学後6か月以上在籍		私立高等学校、私立専修学校高等課程、各種学校(外国人学校高等科)、各種学校のうち国家資格者養成施設に在籍														
対象要件(住所地)	生徒及び保護者の住所地を問わない		保護者が県内に在住 ※3		保護者が県内に在住 ※4		保護者が県内に在住														
申請時期等	各学校で申請受付 在学中、毎年申請が必要		各学校で申請受付 在学中、毎年申請が必要		各学校で申請受付 毎年、入学から6か月後を目途に各学校で申請受付		・県内私立学校に在学する場合 毎年、9月頃に各学校で申請受付 ・県外私立学校に在学する場合 毎年、9月頃に県へ直接申請が必要														
支援の方法と申請時期	学校法人等が代理受領し、授業料と相殺等		学校法人等が口座振込又は授業料請求を減額		学校設置者経由で保護者等の口座に振込等		・県内私立学校に在学する場合 学校設置者経由で保護者等の口座に振込又は学校徴収金等に充当 ・県外私立学校に在学する場合 直接口座振込														
対象要件(所得等)・年間支給額	世帯年収の目安	約590万円未満	約590万円以上 約910万円未満	世帯年収の目安	約590万円以上 約910万円未満	世帯年収の目安	約590万円未満	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">対象世帯</th> <th rowspan="2">生活保護受給世帯</th> <th colspan="2">非課税世帯</th> </tr> <tr> <th>第1子の高校生等がいる世帯</th> <th>15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯</th> </tr> <tr> <td>通信制・専攻科以外</td> <td rowspan="2">52,600円</td> <td>142,600円</td> <td>152,000円</td> </tr> <tr> <td>通信制・専攻科</td> <td colspan="2">52,100円</td> </tr> </table>	対象世帯	生活保護受給世帯	非課税世帯		第1子の高校生等がいる世帯	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯	通信制・専攻科以外	52,600円	142,600円	152,000円	通信制・専攻科	52,100円	
	対象世帯	生活保護受給世帯	非課税世帯																		
			第1子の高校生等がいる世帯	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯																	
	通信制・専攻科以外	52,600円	142,600円	152,000円																	
	通信制・専攻科		52,100円																		
世帯年収の判定基準 ※1	154,500円未満	154,500円以上 304,200円未満	世帯年収の判定基準 ※1	154,500円以上 304,200円未満	世帯年収の判定基準 ※1	154,500円未満															
支給上限額(通信制以外)	396,000円	118,800円	支給上限額(通信制以外)	118,800円	支給上限額 高校(全日制)、専修学校(高等課程)、各種学校(国家資格者養成課程の指定を受けている学校。ただし中学卒業者のみが対象。)	50,000円															
支給上限額(通信制) ※2	360,900円 (1単位当たり12,030円)	144,360円 (1単位当たり4,812円)	支給上限額(通信制) ※2	59,400円	支給上限額 高校(通信制)、各種学校(外国人学校)	23,000円															
その他	※1 次の計算式(両親の合計額)により判定。「市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額」 ※2 単位毎に授業料が決められている場合は、1単位あたりで支給(通算上限74単位かつ年間上限30単位) ※早生まれの生徒の判定基準額は下表のとおり調整があります。 【早生まれに係る調整がある生徒】 <table border="1"> <tr> <th>支給期間</th> <th>該当者の生年月日</th> </tr> <tr> <td>令和5年7月分～令和6年6月分</td> <td>平成19年1月2日～4月1日</td> </tr> <tr> <td>令和6年7月分～令和7年6月分</td> <td>平成20年1月2日～4月1日</td> </tr> </table> ※やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援(対象家計急変事由) 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合等 (対象収入要件) 家計急変事由発生後の世帯の推計年収が約590万円未満(支給限度額) 月額33,000円 (申請方法) 各学校で申請受付				支給期間	該当者の生年月日	令和5年7月分～令和6年6月分	平成19年1月2日～4月1日	令和6年7月分～令和7年6月分	平成20年1月2日～4月1日	※授業料の額を超えて補助することはありません。 ※退学・休学期間等は、補助対象期間から除く。 ※3 保護者2名のうち、1名が仕事の都合等で一時的に県外居住の場合、もう1名が県内居住であれば対象。ただし、海外居住により国内の課税状況が確認できない場合は対象外。	<その他の支給要件> ①生徒が補助対象校の第一学年に入学(申請は入学した年度のみ可能)(※5 ※6 ※7) ②同一の生徒について過去に当該補助金を受給していないこと ※4 保護者2名のうち、1名が仕事の都合等で一時的に県外居住の場合、もう1名が県内居住であれば対象。ただし、海外居住により国内の課税状況が確認できない場合は対象外。 ※5 編入学及び転入学は補助対象外 ※6 学則等に明確に定められた時期に入学した生徒全てが対象。 ※7 外国人学校については学則等で明確に定められた入学時期に加え、日本の中学校を3月に卒業し、4月に入学した生徒についても対象とする。	※支給要件は全て7月1日現在の状況により認定。 ・家計急変の場合(自己都合ではない失業や減収等による家計急変)年度の途中に家計急変により世帯年収見込が非課税世帯に相当する金額(※8)となった世帯に上記金額を支給(※9)。 ※8 家計急変後の世帯年収見込が一定額以下である必要があります。 ※9 認定月により月割り計算となる場合があります。 ※ 県内私立高等学校に在学している場合、保護者等が他都道府県に在住している場合は、保護者の住民票がある都道府県へ申請してください。 ※ 奨学給付金は、都道府県により支給額や支給方法が異なる場合があります。詳細は、保護者の住民票がある都道府県の担当課へお問い合わせください。 ※ 県内私立高等学校とは県内に学校の本校がある場合のことをいい、例えば、県外に本校がある広域通信制高等学校のいわゆる「岐阜キャンパス」等は県外の学校扱いになりますのでご注意ください。								
支給期間	該当者の生年月日																				
令和5年7月分～令和6年6月分	平成19年1月2日～4月1日																				
令和6年7月分～令和7年6月分	平成20年1月2日～4月1日																				

岐阜県と国が行う私立高校生等への修学支援制度一覧（令和6年度）2/2

岐阜県環境生活部私学振興・青少年課

種類	【私立高等学校等に在籍する生徒への補助金・給付金】	【私立高等学校等に在籍する生徒への奨学金】																																										
	給付金・返還を要しないもの(支給)	無利子貸付金・卒業後10年で返還するもの(貸与)																																										
	国の制度 (5) 中途退学者学び直し支援補助金	(ア) 県選奨生奨学金	(イ) 子育て支援奨学金	(ウ) 高等学校奨学金 (修学バックアップ貸付金)																																								
内容	高等学校等を退学した方が再び私立高等学校等で学び直す場合に、家庭の授業料負担を軽減するための補助金	学業成績が優秀でかつ心身が健全であって、経済的理由により修学が困難な方への貸付奨学金	子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の方への貸付奨学金	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方への貸付奨学金																																								
対象要件(在籍校)	私立高等学校等就学支援金と同じ	県内/県外の私立高等学校 又は私立専修学校高等課程に在籍	県内/県外の私立高等学校 又は私立専修学校高等課程に在籍	県内の私立高等学校に在籍																																								
対象要件(住所地等)	生徒及び保護者の住所地を問わない	保護者が県内に在住																																										
申請時期等	各学校で申請受付	4月・10月に学校で申請受付																																										
	在学中、毎年申請が必要	申請年の4月又は10月から卒業月までの期間貸与																																										
貸与・補助の方法と申請時期	学校法人等が代理受領し、授業料と相殺等	県から本人名義の口座に振込み																																										
		1年目	4月申請:7月に6か月分、10月、1月に3か月分 10月申請:1月に6か月分																																									
		2年目以降	5月、7月、10月、1月に3か月分																																									
支給要件等	①～④全て満たす方 ①高等学校等を卒業又は修了していない方 ②高等学校等に在学した期間が36月(通信制は48月)を超える方 ③高等学校等を出退したことがある方 ④学び直し支援金の受給期間が通算12月未満の方(通信は24月) ※その他、これまでの受講単位数等による制限がある。 ※所得要件及び判定基準は就学支援金と同じ	成績要件: あり (高校1年生) 中学3年時の成績が3.5以上 (高校2年生以上) 前学年の成績が3.0以上 所得要件: なし	成績要件: なし 所得要件: なし	成績要件: なし 所得要件: あり 世帯全員の所得額が生活保護基準の1.5倍以下(4人家族で収入約300万円以下程度(目安))																																								
		※いずれの奨学金にも、連帯保証人が1名必要です。 ※自宅通学のうち、通学費が高額の場合は自宅外等の選択が可能です。 ※各奨学金は併用不可です。																																										
支給額又は貸与額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯年収の目安</th> <th>年間上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約590万円未満</td> <td>297,000円</td> </tr> <tr> <td>約590万円以上～約910万円未満</td> <td>118,800円</td> </tr> </tbody> </table> 単位毎に授業料が決まっている場合は、1単位あたりで支給 <支給期間>・最大で12月(通信制は24月)	世帯年収の目安	年間上限額	約590万円未満	297,000円	約590万円以上～約910万円未満	118,800円	<貸与月額> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自宅</td> <td>30,000</td> <td>円</td> <td rowspan="2">} 選択可</td> </tr> <tr> <td>47,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自宅外等</td> <td>35,000</td> <td>円</td> <td rowspan="3">} 選択可</td> </tr> <tr> <td>40,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>52,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>57,000</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	自宅	30,000	円	} 選択可	47,000	円	自宅外等	35,000	円	} 選択可	40,000	円	52,000	円		57,000	円		<貸与月額> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>自宅</td> <td>30,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自宅外等</td> <td>35,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>40,000</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> 入学支度金: (1年生で希望する場合) 75,000 円	自宅	30,000	円	自宅外等	35,000	円	40,000	円	<貸与月額> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>自宅</td> <td>30,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自宅外等</td> <td>35,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>40,000</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	自宅	30,000	円	自宅外等	35,000	円	40,000	円
世帯年収の目安	年間上限額																																											
約590万円未満	297,000円																																											
約590万円以上～約910万円未満	118,800円																																											
自宅	30,000	円	} 選択可																																									
	47,000	円																																										
自宅外等	35,000	円	} 選択可																																									
	40,000	円																																										
	52,000	円																																										
	57,000	円																																										
自宅	30,000	円																																										
自宅外等	35,000	円																																										
	40,000	円																																										
自宅	30,000	円																																										
自宅外等	35,000	円																																										
	40,000	円																																										
その他	※早生まれの生徒の判定基準額は下表のとおり調整があります。 【早生まれに係る調整がある生徒】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給期間</th> <th>該当者の生年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年7月分～令和6年6月分</td> <td>平成16年1月2日～4月1日</td> </tr> <tr> <td>令和6年7月分～令和7年6月分</td> <td>平成17年1月2日～4月1日</td> </tr> <tr> <td>令和7年7月分～令和8年6月分</td> <td>平成18年1月2日～4月1日</td> </tr> </tbody> </table>	支給期間	該当者の生年月日	令和5年7月分～令和6年6月分	平成16年1月2日～4月1日	令和6年7月分～令和7年6月分	平成17年1月2日～4月1日	令和7年7月分～令和8年6月分	平成18年1月2日～4月1日	貸与・返還の流れ <貸与(在学中)> (県→奨学生) ・7月、10月、1月の下旬に、口座振込。 ・2年目以降は、年4回(5、7、10、1月)口座振込。 <返還(卒業・退学後)> (奨学生→県) ・卒業後10年間、年2回(6、12月)の計20回に分けて返還。(口座振替の場合は、月賦払も可) ・大学等に進学した場合、経済的に困窮している場合は、その期間は返還を猶予できます。																																		
支給期間	該当者の生年月日																																											
令和5年7月分～令和6年6月分	平成16年1月2日～4月1日																																											
令和6年7月分～令和7年6月分	平成17年1月2日～4月1日																																											
令和7年7月分～令和8年6月分	平成18年1月2日～4月1日																																											